

# 新型コロナウイルスの影響によって減収した方が活用できる支援策 まとめ（小樽市版）

【令和2年8月11日現在】



情報は日々更新されています。  
詳細は各相談窓口へお問い合わせ  
ください。

① 小樽市  
社会福祉協議会  
作成

個人が申請

生活費・家賃支援

一時的な資金が  
必要な方  
(主に休業された方)

貸付

緊急小口資金  
(特例)

貸付上限：1世帯につき1回限り10万円(4人以上の世帯、  
個人事業主等、該当要件を満たす場合20万円)  
据置期間：貸付日から1年以内  
償還期限：据置期間終了後2年以内  
※ 無利子、保証人不要、償還時になお所得の減少が続く  
住民税非課税世帯を対象として償還免除の特例あり  
※ 小樽では、右記の相談窓口のほか、小樽郵便局(本局)、  
ろうきん小樽支店でも申請を受け付けています

生活の立て直しが  
必要な方  
(主に失業された方等)

貸付

総合支援資金  
(特例)

貸付上限：単身世帯:月15万円以内 2人以上:月20万円以内  
貸付期間：原則3カ月以内  
据置期間：貸付日から1年以内  
償還期限：据置期間終了後10年以内  
※ 無利子、保証人不要、償還時になお所得の減少が続く  
住民税非課税世帯を対象として償還免除の特例あり

離職等で住宅を失った・  
失うかも・  
家賃が払えない

給付

住居確保  
給付金(特例)

家賃相当額を給付(収入、預貯金額等に要件あり)  
支給期間：原則3カ月  
※ 求職活動等を誠実にしている場合は、3カ月延長可能  
(最長9か月まで)  
※ 4月30日以降、特例として申請時のハローワークへの  
求職申込が不要になりました

相談窓口

小樽市社会福祉協議会

電話：32-5631

【受付時間】

火曜～土曜 8:50～17:20

※ 制度の概要や要件についてのお問い  
合わせは、以下のコールセンターを  
ご利用ください

厚生労働省相談コールセンター

電話：0120-46-1999

【受付時間】9:00～21:00  
(土日・祝日含む)

北海道社会福祉協議会コールセンター

電話：0120-32-1760

【受付時間】9:00～18:00  
(土日・祝日除く)

小樽市生活サポートセンター  
「たるさば」

電話：33-1124

33-1128

【受付時間】

平日9:00～17:00

# 新型コロナウイルスの影響によって減収した方が活用できる支援策 まとめ（小樽市版）

【令和2年8月11日現在】

事業主が申請

休業補償

子どもがいる従業員が  
休暇を取ったとき

**助成**  
小学校休業等  
対応助成金  
(労働者雇用向け)

小学校等の臨時休校等に伴い、子供の世話をする従業員に有給休暇を取得させた企業に対する助成金

【支給額】 有給休暇を使った労働者に払った賃金相当額  
(支給上限は一日あたり上限8,330円)

【適用日】 令和2年2月27日～9月30日の間に取得した有給の休暇  
※夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等を除く

子どもがいる  
フリーランスのために

**助成**  
小学校休業等  
対応支援金  
(フリーランス向け)

小学校等の臨時休校等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対する支援金

【支給額】 就業できなかった日について1日あたり4,100円  
(令和2年4月1日以降については、1日あたり7,500円)

【適用日】 令和2年2月27日～9月30日の間に取得した有給の休暇  
※夏休み等、学校が開校する予定のなかった日を除く

従業員に休業  
してもらったとき

**助成**  
雇用調整  
助成金(特例)

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成。休業要請に応じ、労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っているなど、一定の要件を満たす場合、休業手当全体の助成率が10/10になる特例措置あり。

支給要件の詳細や具体的な手続きについては、[厚生労働省WEBページ【雇用調整助成金】](#)をご確認ください ⇒



## 相談窓口

学校等休業助成金・支援金・  
雇用調整助成金  
コールセンター

電話：0120-60-3999

【受付時間】  
9:00～21:00  
(土日・祝日含む)

ハローワーク小樽

電話：32-8689

【受付時間】  
平日8:30～17:15

※上記の「学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金コールセンター」でも相談を受け付けています

# 新型コロナウイルスの影響によって減収した方が活用できる支援策 まとめ（小樽市版）

【令和2年8月11日現在】

## 相談窓口

|          |                                |  |   |
|----------|--------------------------------|--|---|
| ライフライン   | ほくでん                           | 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で、都道府県社会福祉協議会から特例貸付を受けている方や、一時的に支払いが困難と判断される方を対象に、4月～8月料金計算分の電気料金の支払い期日を延長。        | ほくでん道央支社<br>電話：0120-73-5154<br>【受付時間】平日9:00～17:00                     |
|          | 北ガス                            | 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で、支払い困難の申し出があり、北ガスがやむを得ないと判断した方を対象に、2月～7月検針分のガス料金、電気料金の支払い期限をそれぞれ1ヵ月間延長。           | 北ガスお客さまセンター<br>電話：0570-008800<br>【受付時間】平日9:00～19:00<br>土日祝日9:00～17:00 |
|          | 水道局                            | 分割納付などの支払方法について、個別に相談に応じる。   | 水道局料金センター<br>電話：32-4111(内線562,563,567)<br>【受付時間】平日8:50～17:50          |
| 保険・年金・税金 | 国民健康保険料<br>介護保険料<br>後期高齢者医療保険料 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、今年の収入の減収割合や、昨年の所得の合計額等について一定の要件を満たす場合、保険料の一部減免制度あり。              | 小樽市役所 医療保険部<br>電話：32-4111(代表)<br>【受付時間】平日8:50～17:20                   |
|          | 国民年金保険料                        | 2月以降に新型コロナウイルスの影響で収入が減少し、当年中の所得が現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる方を対象に、特例の保険料免除、納付猶予制度あり。                   | 小樽年金事務所 国民年金課<br>電話：23-4236(自動音声案内)<br>【受付時間】平日8:30～17:15             |
|          | 市税                             | 新型コロナウイルスの影響で、2月以降の任意の期間(1ヵ月以上)において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一括での納付が困難な方を対象に、特例徴収猶予制度あり。(猶予期間1年以内、延滞金なし、担保不要) | 小樽市役所 財政部納税課<br>電話：32-4111(内線251～254)<br>【受付時間】平日8:50～17:20           |
|          | 国税                             | 新型コロナウイルスの影響で、2月以降の任意の期間(1ヵ月以上)において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一括での納付が困難な方を対象に、特例徴収猶予制度あり。(猶予期間1年以内、延滞金なし、担保不要) | 国税局猶予相談センター(札幌国税局)<br>電話：0120-291-675<br>【受付時間】平日8:30～17:00           |

新型コロナウイルスの影響によって減収した方が活用できる支援策  
まとめ（小樽市版）  
【令和2年8月11日現在】

| 省庁名   | タイトル                           | 情報源   | QRコード   |
|-------|--------------------------------|---|---|
| 首相官邸  | 新型コロナウイルス感染症<br>ご利用ください お役立ち情報 | <a href="https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_index.html">https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_index.html</a>       |    |
| 経済産業省 | 新型コロナウイルス感染症関連                 | <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html</a>                                   |    |
| 厚生労働省 | リーフレット<br>「生活を支えるための支援のご案内」    | <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf</a>             |   |
| 金融庁   | 新型コロナウイルス感染症関連情報               | <a href="https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/press.html">https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/press.html</a> |  |